# これまでの議論を踏まえた主な論点案

# 推進計画に関する法律の規定

- ◎ 死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)(抄)
- **第19条** 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画(以下「死因究明等推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項
  - 二 死因究明等に関し講ずべき施策
  - 三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 死因究明等推進計画に定める前項第2号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標 及びその達成の時期を定めるものとする。
- 7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

# 計画全体に関するご指摘

- ① 実現可能性のある施策を羅列するのではなく、人づくりに資する具体的な行動指針のような ものを内容として取り組むという計画を作成する必要がある。
- ② 計画策定後の計画の進行管理の在り方についても検討すべき。

## 1 死因究明等に係る人材の育成等(法第10条)

- ① 法医学者、警察協力医等法医学に携わる医師の確保(緊急医師確保枠の活用に関する周知)
- ② 大規模災害時の検案に備えた、死体検案に関する研修会の活性化
- ③ 歯学教育における教育内容の充実
- ④ 薬学教育における教育内容の充実、薬剤師国家試験の出題基準の改訂

- (1) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上
  - a. 大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大「文部科学省]
  - b. 死体検案研修の研修内容の充実を通じた、検案に携わる医師の充実及び技術向上「厚生労働省]
  - c. 基礎的な検案に関する研修会の参加について医師への働きかけ、研修教材のホームページでの提供 [厚生労働省]
  - d. 検査や解剖結果の検案する医師等への還元方法について検討 [警察庁、海上保安庁]
  - e. 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実 [厚生労働省]
  - f. 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどした結果の検証「厚生労働省]
  - g. 歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充 [文部科学省]
- h. 各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部長会議等において周知[文部科学省]
- (2) 警察等の職員の育成及び資質の向上
  - a. 検視官等警察職員に対する教養(研修)の内容の充実、全国会議等における好事例等の情報共有 [警察庁]
- b. 法医学教室等での研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保安部署への配置の拡充、鑑識官等への研修の内容の充実 [海上保安庁]
- c. 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催等、死体検案研修等に対する協力 [警察庁] [海上保安庁]
- d. 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催等、研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成 [警察庁] 「海上保安庁]

## 2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備(法第11条)

① 大学間・学部間の連携による教育研究拠点の整備推進

## <現行計画上の主な施策>

- a. 大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大 [文部科学省]
- b. 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大「文部科学省]
- c. 死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発、その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進 [文部科学省]
- d. 歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充「文部科学省]

## 3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

① 地方協議会での検討事項例を示すことによる議論の活性化

## <現行計画上の主な施策>

- a. 地方公共団体に対する死因究明等推進協議会の設置・活用の要請、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する 体制整備に向けた努力の要請
- b. 検案医の要望に基づく検査・解剖の的確な実施等に関する地方公共団体の先進的な取組の収集・分析、各種検査や解剖等の取組の参考となる 指針の策定・提示、死因究明等推進協議会における検討結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化の要請

# 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

- a. 検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施、検視支援装置の整備 [警察庁]
- b. 司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法医学会と調整しながら必要な検討の実施 [警察庁]
- c. 本格的な薬毒物定性検査の迅速かつ的確な実施のための科学捜査研究所の体制整備、法医学教室等との連携「警察庁」
- d. 死体取扱業務に必要な資機材等の整備「海上保安庁]
- e. 検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討 [警察庁、法務省、海上保安庁]

## 5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実(法第14条)

# (1) 検案の実施体制の充実

- ① 災害時の検案の体制の確保
- ② 検案医の処遇(報酬、公務災害補償等)の確保
- ③ 在宅死の取扱い
- ④ 検案医が必要と考えた薬物検査の実施(費用の在り方)

## <現行計画上の主な施策>

- a. 日本医師会の研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力の実施 [警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁]
- b. 死体検案研修の内容の充実を通じた、検案に携わる医師の充実及び技術向上 [厚生労働省]
- c. 基礎的な検案に関する研修会の参加について医師への働きかけ、研修教材のホームページでの提供「厚生労働省]
- d. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 [厚生 労働省]
- e. 検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方の検討 [厚生労働省]
- f. 地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討するよう大学に要請[文部科学省]

# (2) 解剖の実施体制の充実

- ① 公衆衛生の観点からの解剖等の実施体制の充実
- ② 地域ごとの目標の設定

- a. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 [厚生労働省]
- b. 地方に対し必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討の要請、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組について の情報提供など必要な支援の実施
- c. 監察医の在り方についての検討 [厚生労働省]

## 6 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

# (1) 薬物及び毒物に係る検査の活用

- ① 薬物標準品ライブラリの整備
- ② 公衆衛生の観点から法医学者や検案医が必要と考えた薬物検査・感染症検査等を実施する 仕組みの構築

## <現行計画上の主な施策>

- a. 検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した必要な検査・解剖費用の支援 「厚生労働省]
- b. 必要な薬毒物定性検査の確実な実施「警察庁」「海上保安庁]
- c. 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し [警察庁]

## (2) 死亡時画像診断の活用

- ① 迅速な画像検査の実施及び放射線科の画像診断専門医による読影
- ② 全ての小児死亡事例の死亡時画像診断の制度化
- ③ CDRの制度化に向けた検討と、小児Aiモデル事業及び異状死死因究明支援事業検証事業との連携
- ④ 死亡時画像診断と実際の解剖所見との検証

- a. 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実 [厚生労働省]
- b. 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどした結果の検証 [厚生労働省]
- c. 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し [警察庁]
- d. 死亡時画像診断の確実な実施のために協力いただける病院との協力関係の強化・構築 [警察庁、海上保安庁]

# 7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備(法第16条)

- ① 歯科診療情報データベースの構築
- ② 死後所見の採取のための資機材の整備・教育
- ③ 身元確認を行う医師、歯科医師の処遇

- a. DNA型情報及び歯科所見情報を整理・保管・対照する仕組みの構築 [警察庁]
- b. 身元不明死体の身元確認のための必要なDNA型鑑定が適切に実施できるよう鑑定体制の整備 [警察庁]
- c. 日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素からの所要の準備の推進 [警察庁]
- d. 歯科診療情報の標準コード仕様調査検証の実施、歯科医師等に対する標準化の意義や必要性等の周知及び支援の実施、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討 [厚生労働省]
- e. 身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力 関係の強化・構築 [海上保安庁]

# 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

# (1) 死因究明により得られた情報の活用

- ① 死亡診断書と死体検案書に分類した集計
- ② 死亡診断書の電子的な提出
- ③ 解剖情報、検案情報等のデータベース化
- ④ 死因究明により得られた情報のCDRへの活用

### <現行計画上の主な施策>

- a. 死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報 [警察庁、海上保安庁]
- b. 異状死死因究明支援事業等を通じた解剖や死亡時画像診断の事例の収集・分析、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等への活用、製品 事故等の社会的問題を発見した場合における関係行政機関への速やかな連絡 [厚生労働省]
- c.「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書(死体検案書)の在り方全体の検討[厚生労働省]

# (2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

## 〈現行計画上の主な施策〉

- a. 司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等について、捜査への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施 [警察庁、 法務省、海上保安庁]
- b. 犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、 丁寧な説明を実施「警察庁、海上保安庁]
- c. 解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施 [警察庁、 海上保安庁]
- d. 専門的知識を要する事項について医師が説明すべき旨を死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルに追記し、医師会等を通じて周知 [厚生労働省]

## 9 情報の適切な管理(法第18条)